

主要農作物種子法廃止に際し、市民の食糧主権と食の安全を守るため、 新たな法整備を求める意見書

主要農作物種子法は、昭和27年、二度と国民を飢えさせないため、日本の基幹農作物である米、麦及び大豆の種子の生産と普及を「国の役割」と定めた法律である。以来、各都道府県の各地域の風土に合った品種が開発され、現在、米の種子は100%自給している。この主要農作物種子法が平成30年4月1日をもって廃止された。

政府は主要農作物種子法が廃止されても、種苗法で補えるとしているが、種苗法は種子を開発した企業の知的所有権を守る法律である。主要農作物種子法という根拠法がなくなれば、役割を義務づけられなくなった都道府県は、予算措置ができず、いずれ放棄してしまうことが懸念される。種苗法だけになれば、民間の知的所有権だけが守られることになる。

しかも種子の場合、地域で頑張っている民間だけではなく、世界の種子市場の7割を占めている巨大多国籍企業という民間が参入することになる。多国籍企業による日本での種子の独占と農薬多投のF1種や遺伝子組み換えの米、麦、大豆などの基幹農作物の栽培によって、農地の環境破壊と市民の健康が脅かされる懸念がある。この懸念には、遺伝子組み換えの花粉が在来種と交配し、種子を汚染することも含まれる。

また、農業競争力強化支援法には銘柄集約の項があり、よく売れる品種に絞られてしまう懸念がある。少量でも多品種を維持することは、気候変動や病虫害による食糧危機から市民を守るために必須である。

基幹農作物の種子に関しては、市民の食糧主権を守るという観点から、官の役割が必要と考える。

これらの懸念事項は、本市を初め日本の消費者並びに農業及び農家にとっても重大な問題である。

種子法廃止に当たり、参議院では附帯決議として「都道府県での財源確保」、「種子の国外流出禁止」、「種子独占の弊害の防止」などが求められている。

よって、本市議会は、国会、政府及び東京都に対し、主要農作物種子法廃止に際し、市民の食糧主権と食の安全を守るため、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と施策を行うことを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年12月21日

三鷹市議会議長 宍戸 治 重